

新庄最上定住自立圏第3次共生ビジョン（案） パブリックコメント募集要領

新庄市と金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村とは、連携して人口定住に必要な生活機能の確保、地域の活性化を図るため「新庄最上定住自立圏」を形成し、圏域が目指す将来像と推進する具体的取組等を定めた「第3次新庄最上定住自立圏共生ビジョン」の策定を進めています。

これまでの協議を踏まえ、第3次共生ビジョン（案）としてまとめましたので、ご意見をお寄せください。いただいたご意見については、その考え方を付して公表するとともに、共生ビジョン作成の参考とさせていただきます。

募集案件	新庄最上定住自立圏第3次共生ビジョン（案）
募集期間	令和8年1月9日（金）から令和8年1月30日（金）まで
意見を提出できる方	<ul style="list-style-type: none">・圏域に住所を有する方・圏域に存する事務所及び事業所に勤務している方・圏域に存する学校に在学している方・圏域に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体・本ビジョンに利害関係を有する方 <p>※圏域とは新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村を指します。</p>
閲覧方法	新庄市ホームページまたは次の場所で閲覧できます。
閲覧場所	<p>【新庄市】市民プラザ、わくわく新庄、市立図書館、雪の里情報館、八向地区公民館、萩野地区公民館、ゆめりあ、新庄市役所（総合政策課）</p> <p>【金山町】金山町役場、金山町中央公民館</p> <p>【最上町】最上町役場、最上町中央公民館</p> <p>【舟形町】舟形町役場、舟形町中央公民館</p> <p>【真室川町】真室川町役場本庁舎、安楽城出張所、釜淵出張所、及位出張所、真室川町中央公民館</p> <p>【大蔵村】大蔵村役場（総務課）</p> <p>【鮭川村】鮭川村役場（2階総務課）</p> <p>【戸沢村】戸沢村役場、戸沢村中央公民館、戸沢村改善センター</p> <p>※各施設で、開庁日、開館時間が異なりますのでご注意ください。</p>

意見の提出方法	<p>別紙様式「パブリックコメント提出用紙」に必要事項を明記し、次の方法でご意見をお寄せください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①直接提出（平日のみ8：30～17：15） ②郵送（令和8年1月30日必着） ③FAX <p>また、以下の方法でも提出することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④電子メール ⑤やまがたe申請
提出用紙	別紙様式 「パブリックコメント提出用紙」
提出先	<p>○直接提出：圏域市町村定住自立圏構想担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庄市総合政策課 企画政策・デジタル推進係 ・金山町総合政策課 ・最上町総務企画課 ・舟形町まちづくり課 ・真室川町企画課 ・大蔵村総務課（政策推進係） ・鮭川村総務課（政策調整係） ・戸沢村まちづくり課 <p>○郵送：〒996-8501 新庄市沖の町10番37号 新庄市総合政策課 企画政策・デジタル推進係 宛</p> <p>○FAX：0233-22-0989（新庄市役所代表FAX）</p> <p>○電子メール：seisaku@city.shinjo.yamagata.jp (新庄市総合政策課のメールアドレス)</p> <p>○やまがたe申請：右の2次元コードから 提出してください。</p> 
その他留意事項	<p>○第3次新庄最上定住自立圏共生ビジョンに直接関係のないご意見につきましては、受付できませんのでご了承ください。</p> <p>○ご意見につきましては、個別の回答は行わず、類似する意見を取りまとめのうえ、圏域市町村での協議を経て考え方を付し、後日公表します。</p> <p>○個人の場合は氏名、住所、電話番号、年齢を、法人・団体の場合は法人・団体名（担当者名）、所在地及び電話番号を記載してください。</p>
お問合せ先	新庄市総合政策課 企画政策・デジタル推進係 TEL:0233-22-2115（直通） メール：seisaku@city.shinjo.yamagata.jp